

令和5年度軽米町農業労賃標準額表

令和5年度の農業労賃標準額を次のとおり設定しました

岩手県の最低賃金（令和4年10月20日改訂）は854円です。使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

農家のみなさんへ

「頼む人」「頼まれる人」お互いが標準額を守り、明るく豊かな農業経営ができるよう、皆様のご協力をお願いします。

- ◎この標準額は、「賄いなし」の賃金で、労働時間は1日（実働）8時間です。
- ◎午前、午後それぞれ15分の休憩を設けるようにしてください。
- ◎この標準額は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの農作業に適用します。
- ◎条件によっては相互の話し合いにより決めてください。

《人力の部》

（単位：円）

作業区分	単位	標準額	超過時間給	備考
水田作業	1日	6,900	1,078	
畑作業	1日	6,900	1,078	葉タバコ作業含む
果樹剪定作業	1日	9,000	1,406	剪定用具一式付
オペレーター賃金	1日	9,400	1,468	

※ 時間超過の場合は、1時間毎に超過時間給を支給してください。

※ この標準額は、普通の作業能力を標準としており、作業能力等に応じ加減できるものとします。

《機械の部》

（消費税を含む金額です）（単位：円）

作業区分		単位	標準額	備考
水	耕起	未整理田	10a	5,600 区画10a未満
		整理田		5,200 区画10a以上
水	代かき	未整理田	10a	6,200 〃 植付ができる
		整理田		5,700 〃 状態まで
水	田植機 (苗は別)	未整理田	10a	5,900 〃
		整理田 (薬剤散布別)		5,600 〃
田	コンバイン (雑穀類は除く)	未整理田	10a	17,500 〃
		整理田 (ひも除き)		16,400 〃
田	バインダー	未整理田	10a	8,000 〃
		整理田 (ひも含み)		7,400 〃
脱穀		1時間	3,900	機械毎に別途協議
クロ塗り		1m	46	
水田				
耕起		10a	4,900	
プラウ		10a	5,300	
畑				
畑	雑穀	播種	10a	2,500
		刈取 (汎用コンバイン)	あわ・きび	10a
アマランサス	10a		28,300	
大豆・そば	10a		9,000	
地	乾燥	30kg	660	あわ・きび
		コーンplanter	10a	2,500
コーンハーベスタ		10a	7,900	
コーンワゴン		1日	18,000	

《機械の部》

（消費税を含む金額です）（単位：円）

作業区分	単位	標準額	備考
牧	刈取	10a	2,700
	反転	10a	1,400
	集草	10a	1,400
	梱包	1梱包	140
草	ロールペーラー 1梱包	直径 幅	
		90cm 85cm	1,200
		100cm 100cm	1,400
	125cm 120cm	1,900	
	ラップマシン 1梱包・3回 ラップフィルム付	90cm 85cm	1,700
		100cm 100cm	1,900
125cm 120cm		2,400	
共通	たい肥散布 (2t積載・積込み含む)	10a	4,600 ~ 9,000 30a未満：4,600~9,000 30a以上：4,300
	遊休農地管理(燃料込)	10a	11,200 年2回以上耕起

※ 農業機械の運搬費・移動費及び消費税については、協議のうえ設定してください。

軽米町貸賃料情報資料（令和5年版）

～ 賃貸借契約の目安としてご利用ください ～

令和4年1月から令和4年12月までの一年間に締結（公告）された賃貸借料の最低額と最高額（10a当たりの年額）は以下のとおりです。
なお、賃貸料には年によって変動があることをあらかじめご了承ください。

令和5年1月1日

軽米町農業委員会

◎軽米町の10a当たりの年額賃貸料（R4.1.1～R4.12.31）

	最低額	最高額	申請件数（筆数）
田の部	4,706円	8,279円	2件（12筆）
畑の部	2,500円	10,000円	15件（28筆）

◎使用貸借権（無償貸借）の設定については、77件（119筆）ありました。

* 農地の権利移動（所有権・賃借権・使用貸借権）及び農地以外の地目への転用は、農地法に基づき許可が必要です。

* 農地法関係の許可申請の締め切りは、毎月10日です。（但し、閉庁日にあたる場合は、翌開庁日となります）

「全国農業新聞」で新しい知識と役立つ情報を！ 申し込みは農業委員会まで

老後の安心、農業者年金に加入しましょう。農業機械の安全運転を励行しましょう。